

研究ノート

戦前、大阪で発行された『民衆時報』に見る 在阪朝鮮人の実態（4）

金贊汀

1. 日本への渡航をめぐるさまざまな問題
 - 1) 厳しく制限された渡日
 - 2) 警察当局の判断で即時強制送還
 - 3) 渡航許可を巡るさまざまな動き
2. 日本の新聞が報じなかった左翼系情報を大胆に報道
 - 1) 在日、日本国内の左翼系情報
 - 2) 朝鮮、満州関係の運動の報道
 - 3) 国際連帶、反ファッショ統一戦線についての強い関心
 - 4) 抑圧されている民族への連帯
3. 最終章 発禁、廃刊を招いた記事—紙面に漂う絶望感

キーワード：在日朝鮮人、在阪朝鮮人、
1935年『民衆時報』

研究ノート（3）では『民衆時報』の紙面で報じられているさまざまな記事を問題別に分類して、在阪朝鮮人の実態を見てきた。同様の方法で引き続き見ていきたい。

1. 日本への渡航をめぐるさまざまな問題

1) 厳しく制限された渡日

日本は日韓併合以降1919年の3・1独立運動の時まで、朝鮮人の渡日を制限する処置はとっ

ていなかった。1914年7月から始まった第一次世界大戦で日本経済は空前の好景気を謳歌して、不足する労働力を朝鮮から大量に集めてきた。しかし、朝鮮で3・1独立運動が起きるや、その波及を恐れて朝鮮人の日本への渡航に厳しい制限を加えた。3・1独立運動の動搖が一応静まった1922年12月、日本政府は朝鮮人も日本人と同じ「皇國臣民」であることをアピールする目的で自由渡航制の処置をとった。日韓併合後、朝鮮では植民地的収奪の結果、大量の没落農民の発生を見るに至ったが、その人々が自由渡航制の下で職を求めて渡日した。しかし、その後世界的な経済恐慌が日本を襲う中で、失業者問題が日本社会の深刻な問題となるや、1924年9月には朝鮮人の渡航を制限する処置がとられるようになり、その後、渡船条件が年々厳しくなっていった。1935年当時は、その渡航制限処置が最も厳しく取られた年であり、在日社会の深刻な問題になっていた。

『民衆時報』にはしばしば渡航問題が取り上げられている。

慶尚道の窮農二千渡航 三千阻止 今後が注目される

昨年大水害に遭ったため、困窮している慶尚道方面の農民たちは、各自日本に渡航しようと

懸命であるが、現在まで渡航できた人は二千人、阻止された人は三千人に達するという。渡航問題は今後さらに注目されるであろう。

1934年10月、日本政府は「朝鮮人移住対策に件」を閣議決定して、朝鮮半島からの移住、内地渡航を厳しく制限するようになった。1933年には19万8千余名を数えた朝鮮人移住者、渡航者が1935年には11万2千余名、1936年には11万5千余名に減少している。⁽¹⁾

朝鮮人移住者を制限するに至った理由について「閣議決定」は次のように述べている。

「朝鮮南部地方は、人口稠密にして、生活窮迫せるもの多数存し、これがため南鮮地方民の内地に渡航するもの最近きわめて多数に上がり、たださえ甚だしき内地人の失業および就職難を一層深刻ならしむるのみならず、從来より内地に存在せる朝鮮人の失業をますます甚だしならしめつつあり。またこれにともない朝鮮人関係の各手犯罪、借家紛争その他各般の問題を惹き起こし、内鮮人間に事端を繁からしめ、内鮮融和を阻害するのみならず、治安上にも憂慮すべき事態を生じつつあり。これに対しては朝鮮および内地を通じ、適切なる対策を講ずる要あり。すなわち朝鮮人を鮮内に安置せしむるとともに、人口稠密なる地方の人民を満州に移住せしめ、かつ内地渡航を一層減少すること緊要なり」⁽²⁾と述べている。

その具体的対応策として(1)朝鮮からの渡航阻止(2)朝鮮国内の失業農民の満州移住(3)在日朝鮮人に対する徹底的な同化政策の遂行を提示している。この閣議決定により数十万の朝鮮農民が満州開拓民として「満州国」に送り込まれた。

この閣議決定について、その政策的意図、目的、政策遂行などについては比較的知られてお

り、この閣議決定を受けて結成された「協和会」の組織化と、その役割などの研究は為されているが、この「決定」に対して政策遂行の対象者である、在日社会がどのように反応したかについての研究は皆無に等しい。それは当時、報道機関などが在日社会の声を取り上げる姿勢が皆無であったことと、在日社会がその「決定」に対して意見を述べる場をほとんど持っていたからである。また戦前の在日朝鮮人関係の資料を最も多く記録していた治安関係の資料も、取締状況についての報告はしているが、朝鮮人の声を収録していない。『民衆時報』はその「閣議決定」に在日の声を反映させた稀なる新聞であった。

9号の社説は在日の立場と主張を明確に述べている。

社説 為政者にお尋ねしたい！

1

満州の変局は極東民族大移動の前奏曲であり、限りなく内包されている国内恐慌、国際危機は日本の国内的非常時統制政策の強化を促進しながら進められている。その政策の下で日本の農民は朝鮮へ、朝鮮の農民は満州に、そして一部朝鮮の労働者は日本にというように国家的乃至企業的移民は、現実的に進行しており、ちかじか、司法警察権その他の特権まで与えられる満州移民会社を通じて、特異な農民制度も作られるようになるだろう。

他方、全朝鮮人への国語（日本語のこと）教育問題、日本国内の朝鮮人に対する和服強制などの同化政策により、朝鮮人の民族的表現、独自的存在的否認への前提条件を作るための政策に当局は着手した。

(1)明石書店 『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』 森田芳夫 1996年6月刊

(2)内務省警保局「協和会事業関係書類」

2

現在、日本国内で強制的に組織化されている融和団体は、朝鮮人民衆の日本人化ならびに警察的監視体制への補助的役割が主要なものであるだけに、かっての国土を名乗った輩が融和団体の補助員を名乗り、その輩により中間的な抑圧と民衆の私的生活への弊害が表面化する危険性を多分に内包していることは見逃せないことがある。

伝えられるところによれば、犯罪者処罰法を新たに研究中ということであり、そこには移動、移住する朝鮮人の監視、取締に関する案もあるということから、通行の自由すらなくなる朝鮮人の未来像が予想される。

3

最近発表されている政府当局の朝鮮民衆に対する政策の一端を見るならば、我々の感ずる思いはこのようなものである。人間の生活において、食べることを保証する職業は最も大切な問題であるが、それに劣らず、自覚と自由と文化が人の生活において大切なことは論をまたない。

日本政府は日本在留100万の朝鮮人民衆に対して今後社会的、個人的地位とその運命をどのようにしようとしているのか？

この問題こそ我々が最もお尋ねしたい事柄なのである。

この社説では1934年の閣議決定で実施されている「渡航の制限」「同化政策の推進」治安対策としての「融和団体の全国組織化」とそれに伴う監視統制の強化の齎すものについて厳しく批判を加えつつ、在日朝鮮人の今後の処遇について当局に問う内容の社説になっている。

「渡航の制限」問題は朝鮮から日本に朝鮮人が渡航するのを制限するということだけではなく、在日の人々の朝鮮への渡航の制限、また、

在日の人々を朝鮮に強制送還する処置として実施され、在日の人々の日常生活に深刻な不安と動搖を与えていた。

2) 警察当局の判断で即時強制送還

『民衆時報』はその様な政策遂行によって日常生活で引き起こされている「事件」に多くの紙面を割いている。

警察に呼び出された家長、一ヶ月後に送還が判明

残された家族の生活を憂いる

大阪市西淀川区大仁町3の5に生活している李信基は約1月前、所轄の警察署である中津署に呼び出しを受け、そのまま留置された。家族は釈放される日を待ちしていたが何の消息もなく、その間に李は朝鮮に強制送還されていたのである。家族は彼等の故郷である済州島から送られて来た家長の手紙で初めて家長が強制送還されたことを知った。

その一家で働けるものは15歳になる長女一人だけなので、今後その家族がどのように生活していくのか人々は心配している。近所の人は「それは彼だけのことではなく、われわれにも該当することなのだ」と不安心を禁じ得ないという。

送還された李夫人談

送還された李氏の夫人は涙を流しながら次のように語った。

「主人がどのような理由で送還されたのかも全然わからず、しかも送還されたことを一ヶ月もたって主人の手紙でようやく知ったのですから本当に悔しい限りです。幼い子らを抱えて、今後どう生きて行けばよいのか・・・」

そのように言って言葉を詰まらせ声は途切れだ。

その近所に住む某氏は次のように語っている。

「今回送還された李氏の事件はただ彼だけのことではない。私たち皆一様に脅威を受けているものです。この問題を一日も早く解決しなくては私たちは安心して生活できません。近所に住む日本人の悪がき共が、何かあると朝鮮に送還させるぞと喚きたてるまでになっているというから、屈辱がどれほどのものかおわかりでしょう。実に心痛の限りです。

警察当局の判断だけで強制送還される不当性については紙面でも厳しい批判を浴びせている。

朝鮮人に対する強制送還を即時中止しろ！

其の弊害は甚大である！

民衆の不安恐怖心を深化させ、残された家族の生活は見るに忍びず

日本は百姓を法によって縛りつけて来た法治国家であるという。法の量から言えば、ナポレオンの「大法典」も顔色なしと言うほど、法網を繰り広げ司法警察、裁判所、刑務所により、それは支えられている。しかるに、この法治の下で生活する朝鮮人たちは、自分たちはその法治国家で生活しているのかという疑問を抱くことが多い。法治国家で住む朝鮮人も、その法の下に統治されているにも関わらず、裁判所の決定でなく、警察の処分で強制的に送還されている。西洋人達が日本を警察国家と言うのは、民衆に対する日本の警察の圧力が、とてつもなく大きいことから來るのであるが、それは朝鮮人に対する警察の圧力を知らずに表した評価であろう。何らかの容疑を受けるだけで、無宿常習者というだけで、警察当局の判断で彼等を強制送還できるという事実は、どう考えても法治の名に値しない。警察当局に不意に連行され、そのまま強制的に送還されるような社会で、人々

の自由と居住権は何によって保証されるというのか。何か事件があるときには、朝鮮人には必ず家宅捜査と大衆的予備検査が実施される。そうして送還。玄界灘は朝鮮人だけに定められた厳しい国境線になり、それゆえに「一時帰郷ブローカー」が暗躍する場が生まれる。

渡航禁止処置、送還、人身、家宅に対する特殊な弾圧を一体とする抑圧の下で、朝鮮人民衆の生活上の不安はただ単なる不安でなく恐怖になっており、そのなかでも強制送還の苦痛は最も大きい。一人の送還は多くの人々に甚大な影響をもたらす。残された家族は生活する術を失い、その、何よりもこの送還苦を即時無くさなければならぬと考える。(6号)

この強制送還を経験した人の話を聞き書きに取ったことがある。1930年代に全協土建のオルグとして北陸地方で活躍し逮捕、収監され、1938年の春、3年の懲役刑を終えて釈放された徐英在さんは、朝鮮への強制送還を言い渡された。その時のことを徐さんは「手錠をはめられて刑事一人が護送して、関釜連絡船に乗せられ朝鮮に送られたのですが、その護送の刑事の態度があまりに横柄なので、腹がたって腹がたって仕方がなかった。それで甲板に二人で上がったとき、『ここから俺が海に飛び込んだらどうなる』と言ってやったのです。『手錠でつながれているので、二人共おだ仏ですよね。』刑事がびっくりして甲板から離れようとしたのですが、私のほうが力が強いので引き寄せて『冗談ですよ。しかし、あまり怒らせると本当に飛び込みますよ。』と言うと真っ青になっていましたが、それからはあまり横柄な態度を取らなくなりました。」⁽³⁾

と語っていたが、1935年当時は刑務所を釈放された人でも一例えば『民衆時報』代表幹事の

金文準の様に一まだ、朝鮮に強制送還されていなかった。徐さんの釈放時には強制送還されていたということは、その後「処分」が強化されたのであろう。

3) 渡航許可を巡るさまざまな動き

渡航の制限処置が厳しくなるに連れて、在日の生活にさまざまな影響が出始めた。そのような影響についての記事が掲載されている。

朝三暮四の渡航証明証の緩和策

一般旅行者には多少の便宜、労働者には依然苛酷

渡航の不自由に対して多くの不便を感じ、その対策を講ずるよう要求が出ているのは、それが在日の切実なる要求であるとともに、当然の叫びであるからである。

当局者も当然その要求については知っていることである。

日本の渡航するについては、必ず渡航証明証を保持していかなくてはならない。

本来この渡航証明証なるものが、必要とされた動機は、朝鮮人労働者の日本内地渡航を制限するものであったが、その後それが、制限なしに広がり、商人、一般旅行者は言うまでもなく、ついには芸術家、学生、文化人など全ての人々に旅行証明証が必要とされるようになり、これを保持していないと渡航できなくなってしまった。

そればかりか日本で生活が安定して、相当の財産、工場まで経営している人々にも一時故郷に返り、再び日本に帰ってくるにしても、一時帰郷証明証を保持していても、その手続きが複雑なだけでなく、期限が厳しく制限されていて、

急なときにはその期間内に帰ることができない場合もある。

渡航証明証の発行が厳重になったため、昨年は5万人もの人が渡航できず、それが原因で不法渡航者、密航者が続出した。特に、この時とばかり、渡航ブローカーが暗躍して悪質な犯罪者の巣窟が増大した。

渡航の取扱があまりにも苛酷になっているため、社会の批判は強く、警察当局では当分の間労働者の取扱は緩和しないが、一般渡航者に対しては手続き、または取扱方法を簡単にして、緩和して行くことを検討中という。現在は帰郷証明証一枚を貰うため、さまざまな苦労をしなくてはならず、多くの時間が掛かり、緊急の要件をかたづけるために渡航しようとしても間に合わず、証明証一枚のために再び回復できない大事に至ることもある。

父母の急病にも駆けつけられず、その父母の葬儀にも参席できない事態が頻発しており、また日本で働く息子の姿を一目みたいと念願している老父母にも渡航証明証は発行されず、息子の結婚式にも参席できなかつた人、言葉では言い表せないほどの不便を感じている。

その渡航証明証の条件緩和ということで社会の期待はおおきいが、どれだけの緩和になるのか関心が高い。（17号 1936年2月1日）

規制が厳しくなれば、その抜け道を探し出し、不法行為が増大するのは社会の習わしである。またそのような規制を利用して金儲けを企んだり、悪知恵を働かせる輩が現れるのも社会の常である。当時の『大阪朝日新聞』は渡航証をめぐる犯罪を次のように報じている。

↙ (3)朝日選書354『関釜連絡船－海峡を渡った朝鮮人』

金贊汀 1988年5月刊

渡航証を偽造

一通二十円で売り付ける

潜入半島人を徹底調査

朝鮮人の内地渡航許可証偽造が発覚し、大阪府特高課内鮮係では不正渡航者一掃のため30日夜來活動を開始した。このほど天王寺署員が「木津川警察署長印」の偽造品を取得し捜査の結果偽造者は朴ト順（27）とわかり同人を連行するとともに家宅捜査を行い多数に「一時帰鮮證明証」の偽造物を発見した。

この証明証は内地在住の朝鮮人が帰鮮するとき再渡航の希望に応じて各府県当局が発行するもので、朴は木製認印の字を巧妙に繋ぎ併せて警察の印や割り印を偽造して、一通20円で朝鮮の渡航希望者に売っていたもので、再渡航と見せかけ内地に入ること新手の不正渡航者一掃に乗り出すため、大阪府から各府県当局に注意方を喚起する一方、在阪朝鮮人を虱潰しに調査し、この手で来阪したもの徹底的に捜査することになった。⁽⁴⁾

渡航證明証の偽造という、現在も外国人不法就労者がよく使う手口を（現在は旅券又は再入国許可書）、この時代の在日朝鮮人のある者は行っていたようである。朝鮮人の法的地位は日本政府の「内鮮一体」「同じ天皇の赤子」「皇國皇民」という宣伝とは裏腹に、その実質は外国人として扱われていたため、「不法入国」「不法滞在」問題は背景と時代は変われど、考える手口は同じ様な事なのである。不法滞在労働者を不当に使う手口として、滞在許可書などを利用する手口が現在も行われているが、同じ様なことが1935年当時、在日朝鮮人に對して渡航證明証を利用して行われていた。『民衆時報』

(4) 大阪朝日新聞 1935年10月31日朝刊

(5) 内務省警保局「社会運動の状況」昭和11年 一時帰

はそのような事件も報道している。

300余名の東洋鉄線職工動搖

退職金くれないと不平不満

工場主は言を左右にして巧みに回避

・・・・（倒産の危機が続いた後未払い賃金の支払を要求する労働者と経営者側の交渉が行われた）工場主からは10月2日に交渉を行いたいという返事があった。それにもかかわらず工場主はいろいろと理由を付け交渉を延期してきたが9日になって、未払賃金を全額支払うことはできない。しかし帰国するために退職する職工には、退職手当金として支払うという。

渡航の自由がない朝鮮人の処遇を盾にして、それを悪用するやり方であることは明らかであり、安い賃金でこれまでどうり、その会社に縛り付けようと言う経営者側の策略である。職工たちはきたる16日まで日当の7分を貰い休業するなど動搖は収まっています、社会の注目が集まっている。（10号1936年1月15日）

渡航の制限処置がとられた後「正当」な理由がなければ、朝鮮に帰り、再び日本に戻るために証明書「一時帰鮮證明証」は当局が発行してくれなかった。日本に戻らなければ、今後の生活の基盤を失うことになる在日朝鮮人は、未払い賃金の全額と退職金をもらい朝鮮に帰るとは言えず、それを見込んでの経営者側の提案である。政府の政策を悪用した詐欺的な手法である。

なお1936年の日本政府の「一時帰鮮證明証」発行数は28,098通であり⁽⁵⁾1937年の発行数は32,975通である。⁽⁶⁾

17号の記事では5万人の人が渡航できなかつたと書かれているが、もし、その数字が正確で

鮮證明書下附調

(6) 同昭和12年 一時帰鮮證明書下附調

あるのなら、正式に許可を得て故郷に帰った人の2倍が故郷に帰るに帰れない状況になったことになる。

日本政府にこのような処置について在日朝鮮人から不平不満の声は高まり、日本政府に善処を要望する運動も開始された。

渡航の自由を目標に 期成会結成して活動

神戸に在留する朝鮮人40余名はさる3月22日神戸市林田区の朝鮮人仏教布教所に集まり、在日朝鮮人の日常生活を脅かしている次の問題について協議したという。

1 渡航阻止問題

1 住宅難問題

1 失業問題

以上の問題解決のため広く活動するため朝鮮人団体連合会を結成して活動することを決定して、その期成会を組織したという。(19号)

これらの動きを報道、総括しつつ『民衆時報』は再度社説で次のように主張している。

社説 渡航阻止と朝鮮の民衆

この頃の新聞の報道によれば密航者は激増し密航ブローカーの暗躍が伝えられているが、そのことによる朝鮮人大衆の被害は甚大なものがある。このような状況に不安を募らせている民衆の不平も累積されて暫時表面化している。朝鮮では釜山府議会が渡航問題で議論したと伝えられているが、在日も神戸で渡航問題を中心にして朝鮮人団体連合会を結成したという。われわれは釜山府議会が、どの程度この問題で核心を衝く議論をしたのか知ることが出来ないが、また神戸の朝鮮人団体連合会がどのような方針趣

旨で、この問題を展開させようとしているのかも、今後の活動を見ずには結論を下せない。しかし渡航問題が論ぜられるのは、朝鮮人の生活に直接かかわる問題にたいして不満が爆発する兆候であり、今までこの問題での不満が爆発しなかった事態がおかしかったと考える。

1922年世界大戦後、景気が最高に達した時、日本産業界の要求する労働者の不足で日本社会があたふたしている現状に鑑み、朝鮮総督府は同一の領土内の往来に旅行書を使うのは一等国の体面にかかわるとして、朝鮮人の日本国内への自由渡航を許可するようになった。それがしばらくたつや、何時の間には再び渡航証明証を必要とするようになり、さらに踏み込んで渡航阻止へと変わり、その上、日本国内に生活根拠がある同胞まで「一時帰郷証明証」を必要とするようになり、その旅行期間も最小限に抑えている。そのため帰るのが1~2日遅れた人の証明書は無効として、事実上の在日の人々の追放が進展している。まさにこの問題は在日朝鮮人の死活問題であるといっても過言ではない。

見よ！日本の大資本が進出した後の朝鮮人の生活相を！さまざまな統制、規制で朝鮮人中小工業者の経済的領域は侵犯され、その結果として没落する中小業者。土地を奪われ没落する中小農民。日々に疲弊していく朝鮮で、水害、風害、による災害、それにより生活根拠を完全に奪われた小作人、これらの人々が生きるために労働市場を探し、流浪するのはきわめて自然なことではないだろうか。

彼等の行く道には北では馬賊、南では渡航阻止、故国では日本資本の略奪。そのような環境の中で流浪する朝鮮人にどこに行けというのか。

当局者の猛省を促し、同時に渡航問題では一日でも早く善処されることをお願いするものである。

渡航問題について切実な、そして厳しい論陣を張っているが、前述したようにこの時の朝鮮人渡航阻止の政策は朝鮮での植民地政策が破綻した結果、取られた対応策で、それに変わる政策を日本政府は制定できないのが現実であった。この政策が根本的に変化するのは、中国大陆に対する侵略戦争が拡大して、日本国内で労働力が決定的に不足するようになる時期、1939年からである。

なお社説では1922年12月からの「自由渡航制」を日本国内の労働者不足の結果としているが、1922年頃になると、日本国内は第一次大戦後の戦後経済恐慌の兆しが出て、失業者問題がそろそろ社会問題になりかけていた時でもあり、この時期、労働者不足対策として「自由渡航制」が実現されたのではない。前述したように、朝鮮内部の政治的理由が大きな比重を占めていたといえる。3・1独立運動後、日本政府は日本国内と朝鮮を往来して朝鮮の独立運動を行う志士達を取り締まるため「渡航制限処置」を実施し、それまでの「自由渡航」禁止した。3・1独立運動の激しさ、規模の大きさに驚いた日本政府は朝鮮人を懷柔するため、それまでの厳しい「武断政治」を改め「文化政治」に切り替えた。その時のスローガンは、「内鮮一体」「一視同仁」である。治安状況が一段落したとき、「内鮮一体」「一視同仁」を掲げながら、日本人は自由に往来できるのに、朝鮮人は許可がなければ往来できないことの不平等、すなわち「内鮮一体」を唱えながら、実態はそうでないことを朝鮮人側から突かれて日本政府は仕方なく許可制を撤廃したが、その後年々日本内部の失業問題が深刻になるにしたがって、朝鮮人の渡航は許可制になり、しかも年々その許可条件が厳

しくなっていく、ついに渡航阻止にまでなったのが1935年当時の状況である。

渡航問題ではその後、1939年から強制連行が開始され、朝鮮人が日本に行くことを拒み始めたこともあり、1944年11月には再び完全な自由渡航制が実施された。当然「一時帰郷許可制」も廃止されるが、そうなると米軍の空襲を逃れ、朝鮮に逃げ帰る人々が増大した。貴重な労働力の消失に慌てた治安当局は、今後は「帰郷阻止」に動いている。

その間の状況を治安当局は

「・・・一時帰郷証明書制度の廃止は更に帰郷熱を旺盛ならしめ本年3月以降5月迄に被爆地域の帰郷者22,468人に達し益々増加の傾向見受けられる。当局の適切なる指導と一方大陸交通事情の窮屈化にともなひ暫時減少しつつあるも関門地区における鮮人滞在客は一時数千人に達し相当の混乱をきたした。然し今尚その底流は依然として帰郷は盛んであって・・・帰郷の為には手段を選ばざる有様である。従来の内地渡來熱とまったく対照的現象を現はし、満たされざる焦燥感のほとばしり出るところに厳に警戒を要するものである。」⁽⁷⁾

と報告している。

朝鮮植民地支配下で朝鮮人の渡航をめぐる日本政府の対応ほど、めまぐるしく改訂された政策はないであろう。『民衆時報』が「朝三暮四」と揶揄したが、まさにそのような「政策」であった。

2. 日本の新聞が報じなかつた左翼系情報を大胆に報道

1) 在日、日本国内の左翼系情報

(7) 内務省警保局『特高月報』昭和20年1-6月原稿分

『民衆時報』は1930年代の在日の関西地方を代表する労働組合運動家たちによって編集、発行された新聞という性格もあってのことであろう、日本国内の左翼系運動や情報、国際共産主義運動、朝鮮や満州での朝鮮人の左翼系独立運動についての記事を頻繁に報じている。日本の天皇制ファシズムが最高潮に達しようとしていたこの時期、このような記事を掲載した勇気と大胆さには唯ただ驚嘆するのみである。『民衆時報』が朝鮮語による新聞であったため、発刊直前の検閲は日本の警察当局には困難があったかもしれないが、後刻当然問題になったであろうに、それらの記事をどんどん記事化して行った神經の太さには目を見張る思いである。当然それに伴う弾圧は覚悟の上であったであろう。

当時、日本国内で左翼運動関係の記事を肯定的に書いた新聞は、労働組合機関紙は別にして、一般大衆を読者にする新聞としては『民衆時報』や『朝鮮新聞』等の朝鮮人の発行になる新聞以外はなかったと思われる。

『民衆時報』は1930年頃の全協の左翼冒険主義的な活動の結果、検挙、収監された朝鮮人活動家が1935年頃に監獄から釈放されたり、取り調べ中の拷問による体の不調で保釈後、死亡した記事を何度も記事化している。

保釈療養中であった青共員

鄭友生、ついに絶命

遺体は彼の故郷済州島に

日本青年共産党大阪市東支部の所属員として活動していた青年闘士、鄭友生はさる昭和8年7月警察に検挙され、その以来3年余を予審中ということで獄中生活を送っていたが、そこでの生活で病に犯かされ、去る8月初旬保釈で出獄して京都の父親の下で療養していたが、去る

9月19日遂に息絶えた。遺体は故人の希望により、彼の故郷である済州島に安置されることになり去る9月21日、君が代丸で運ばれた。(7号 10月1日)

8・26事件の薛相烈君満期出獄

神戸で療養中

「神戸特信」 原籍が全南木浦にあって日本渡航以降東京、大阪、神戸などで労働者階級の前衛として力強く闘ってきた闘士薛相烈は8・26事件に連座して神戸で検挙されたが、その後5カ年の獄中生活を余儀なくされた。去る10月7日四国の徳島刑務所から満期出獄となり、彼の叔父に当たる薛在烈氏等多くの知人たちの出迎えを受けて帰ってきたが、健康が回復するまで薛在烈氏の自宅で療養するという。同胞社会では彼に対する期待が大きいという。(8号10月15日)

獄中生活5年目に

趙夢九君仮出獄

去る25日徳島刑務所から

一時期日本の労働運動が盛んで、勤労者民衆がその旗の下に結集していた1931年8月、地下潜行運動中に一斉検挙の網に引っかかり投獄され、昨年の12月25日まで5年間の獄中生活を送り、約1カ月の刑期を残すだけとなつた趙君は徳島刑務所を仮出所となり釈放された。幸い苦しい監獄生活で特に健康を害することもなかつた。現在大阪に滞在中であるが、当分の間は故郷で静養するという。(14号1月11日)

記事に登場する鄭友生、薛相烈、趙夢九は在日朝鮮労働総同盟が全協に解消されて行った時期の激しい労働争議を戦った活動家達である。鄭は1932年当時、壊滅状態にあった青共大阪市

委員会の組織部長として活動中に検挙された。⁽⁸⁾ 薛は1932年に西神戸一帯のゴム工場労働者を組織して、日本化学労組兵庫県支部を再建するための活動中に検挙され投獄された。⁽⁹⁾ 趙夢九は1929年12月に大阪で開催された在日朝鮮労働総同盟全国会議に大阪朝鮮労働組合の代表の一人として出席して、朝鮮労働総同盟の全協への解消を積極的に支持して、在日本朝鮮労働総同盟を再編する組織の中央委員に就任している。1931年に趙は当時最強の労働組合だと言われていた化学労組大阪支部責任者として活動していたが、日本共産党大阪市委員会の活動と関連して逮捕されている。その間の事情について治安当局は

「8月ニ至リテ大阪地方委員会ヲ組織セシガ其ノ間之ガ指導下ノ外廊組織モ強化サレ、其ノ活動益々熾烈ヲ極メ遂ニ8月26日ノ一斉検挙ヲ為シタルモノナルガ、本検挙ニ於テ先1号表ノ如ク同委員会常任委員趙夢九其ノ他鮮人多数關係シ主要活動ヲナセルコト判明・・・」と報告している。⁽¹⁰⁾ ここで言う大阪地方委員会というのは日本共産党大阪地方委員会のことである。

1929年から1934年頃まで朝鮮人活動家と日本共産党の関係は、「同志」ではあったが複雑、微妙な関係になっていた。直接関与する者、また外側から支援する者、心情的に支援するが直接関わらない者と実に複雑であった。1936年頃、壊滅していた日本共産党の再建工作が日本の各地で為されている。それと関連して逮捕された朝鮮人活動家の記事が掲載されているが、その記事にもそのような微妙な関係を暗示するものがある。

左翼検挙の余波

大阪消費組合東部支部、労農救援会襲撃する

経済都市大阪市を中心に（日本共産党）の再建工作が為されていることについては以前にも報道した。朝鮮人の生活が苦しく、また彼等の大部分が労働者という関係であるためにか、左翼分子の検挙、非常警戒、予備検束がある度に、朝鮮人がそれほど関係がないもかわらず、必ず検挙の旋風に巻き込まれるのが、過去の前例になっているといつても過言ではない。

今回も日本共産党再建運動を探知した治安当局は、さる13日以来捜査を続け、大阪府警察部は幹部9名を検挙した。検挙された党中央執行委員長吉見光凡などを厳重に取り調べた大阪府警察部は、意外にも同党の残存勢力が強力に組織されているのを探知して、豊島特高課長は思想、内鮮両捜査員を総動員して大活動を開始した。吉田内鮮係長、陰下警部の別働隊は大阪市東成区猪飼野の大阪朝鮮人消費組合東部支部と労農救援会を襲撃して、青年18名を検挙した。又、高畠思想犯の援助をしたということで船場署管内綿布問屋合資会社大東商店主大東明治を「シンパ」容疑で検挙して取り調べ中であるという。検挙されたものの氏名は次のとおりである。

消費組合東部支部（4名の朝鮮人氏名）労農救援会（10名の朝鮮人氏名）（15号1月21日）

1月16日付け『大阪朝日新聞』に同事件の記事が掲載されている。それによれば見出しへ「朝鮮人団体の極左分子を掃蕩」とあり本文では「密かに工業界の攢乱へと邁進していた・・・」と犯罪者扱である。

(8)柘植書房『在日朝鮮人革命運動史』高峻石 1985年
7月刊

(9)内務省警保局「社会運動の状況」昭和7年
(10)同昭和6年

『民衆時報』が発行されている時期、1936年2月26日に陸軍青年将校を中心としたクーデタ騒動「2・26事件」が発生して日本社会が一気に軍国化されて行くが、『民衆時報』は「2・26」の事件も大きく報じている。そして事件を口実に労働者に加えられるさまざまな抑圧策を報道している。1936年に禁止されたメーデーについてもその処置が取られるに至る経過と抗議運動を次のように伝えている。

**社会不安を口実にして
突然メーデーを禁圧
各地で引き起こる抗議運動**

5月1日メーデー。この日は万国労働者、農民が血みどろで闘った日々を懐古して、山野に新緑が映え、雲雀が歌う五月の青空の下に労働者の自覚と団結を呼びかけ、社会の物質的な基礎になる生産に従事している労働者の優れた立場を誇りにし、されども追い回され寒さに打ち振るえながら搾取を受けている労働者、農民たちの生活向上を要求し、社会改革を追及する日である。

全世界で労働者、農民が生活する場は違っても、またお互いに出会うこともないが、同じ心で未来の幸福を願い行進曲を歌いながら行進する時、どれほど心は安らぎ美しく見えることか。

この日を前にして、大阪は勿論のこと全国の労働団体ではメーデーの準備に取りかかっていた。今年の総選挙の一代躍進を契機に、一般民衆の意向が全国的に現れてきた今年、第17回メーデーはまさに以前と比べ、2倍3倍の人々を動員するため活動を続けていた。それなのに今年東京で突発した2・26事件により東京地方は戒厳令下に置かれ、一切の集会禁止処置がとられ今なお封鎖されている。

このような社会不安を口実にして東京地方は

勿論のこと、他地方のメーデーまで禁圧しようと言う意図が見られるだけでなく、メーデーに関する一切の言論、集会まで封鎖しようと言う当局の方針に東京、大阪地方の無産団体は言うまでもなく、各地方の団体からも禁止反対の抗議運動が展開されている。其にもかかわらず当局では特別議会を開催して、2・26事件を主とする社会不安を口実に全国的にメーデーの禁止を発表した。

このようにして過去16年間の歴史を持つ日本の労働者、農民の自覚と団結を反映してきたメーデーは全国的に禁止令が出されることになった。

メーデー禁圧に断固抗議する。

日本労働総同盟

第17回メーデー。昨春早々に大合同を成し遂げた日本労働総同盟では初めて迎えるメーデーであると共に、また満州事変以来、非常時の重圧にあえぐ生活を続け、長時間労働など不利な労働条件に苦しんでいる大衆を決起させて、生活防衛と生活改善の要求をして、自己矛盾に陥っている今日の社会不安にたいして、唯一の活路を自覚と団結で訴えようと準備してきたのに、内務省警保局では3月20日、突然、今年度のメーデーを全国的に禁止することを決定して、去る25日全国県警察部にたいして禁止処置を通達した。このことを知った総同盟本部では24日午後、松岡会長、菊川主事が警視庁北村労働課長、内務省警保局加藤事務官を訪ね、その真意について尋ねた。

禁止理由

1) 2・26事件以降社会情勢は日に日に険しくなり、全国的に深く不安な状態にある。さらに特別議会が開催される政治的な時期であり、当分メーデーに限らず一切の政治的野外集会は禁止する。

2) 戒厳令地域以外の地方では、野外集会は

構わないが時局批判に関してはこれを制限する。メーデーの集会は当分の間情勢の悪化で禁止するしかない。

この禁止理由では結局、所謂非常時の寵児である日本主義を掲げて時局に従えということであり、メーデーを禁止して労働運動の躍進を抑制して、資本家の横暴を見て見ぬ振りをしようというものである。総同盟本部では対応策を協議するため、さる27日日本労働会館で組合会議政治委員会を開催した。

当日は神戸組合書記も出席し松岡会長以下幹部たちと協議した結果、厳重な抗議をすると同時に当局を追及することにしたという。

日本でのメーデーは1920年に東京で始まり、1921年には大阪、神戸などでも開催された。朝鮮人労働者が日本のメーデーに参加したのは1924年のメーデーの時からである。1922年11月に東京で東京朝鮮労働者同盟が結成され、労働運動が活発になるに従い、その流れの中で朝鮮人労働者が、日本のメーデーに参加して行くことになるのであるが、朝鮮人の掲げるスローガンを日本人側が受け入れなかったこともあり、決して順調な滑り出しではない。1924年のメーデー時に朝鮮人団体側は、「植民地解放」をスローガンにすることを要請したが認められないため、朝鮮人実行委員の出席を辞退している。⁽¹¹⁾

日本でのメーデーには朝鮮人労働者がその比率から見て、かなり多く参加しており、1930年当時、日本全国でメーデー参加者は4万人内外であったが1931年にメーデーに参加した朝鮮人労働者は3348人に達している。⁽¹²⁾

朝鮮人労働者が全協に加入した後、全協の過

激な運動方針の下で、労働争議などでも過激な争議が多くなり、多くの朝鮮人労働者が逮捕され収監されたが、メーデーのときも多くの逮捕者を出している。1931年のメーデーでは朝鮮人参加者3348人中348人の逮捕者を出している。その内、大阪で119人の逮捕者がいた。1932年のメーデー時には全協系朝鮮人労働者は2710人が参加しているが 518人の逮捕者を出している。⁽¹³⁾ その逮捕者は大阪地区が多い。例えば1932年の場合、東成区で朝鮮人化学労組労働者300人が「工場閉鎖、無手当臨休反対」「中国侵略戦争反対」などののぼり約30本をおしたて、街頭デモを敢行、警官隊の襲撃を受け125人が逮捕されている。⁽¹⁴⁾

最後のメーデーになった1935年の集会には朝鮮人や約2600人の参加者がいたが過激な運動方針が撤回されたこともあり、逮捕者は15名と激減した。⁽¹⁵⁾

2) 朝鮮、満州関係の運動の報道

民衆時報社の幹部たちは、民族的コミニストたちが多かった関係から、朝鮮や満州、さらに中国大陸で活動する朝鮮人運動家に強い関心を持っており、その地で活動する人々に関する報道をおこなっている。

上海で逮捕された共産党員

両名京城に護送

江西で活動したソ連大会朝鮮人代表

江西中国共産党に加入して活動中の朝鮮人、韓立権と李漢節の二人は今年夏上海仏租界日本総領事館警察署の手により検挙されたが、事件は公開中止で取り調べが続いているが、最近彼

(11)雄山閣『在日朝鮮人史年表』姜徹 1983年4月刊

(12)校倉書房『在日朝鮮人と日本労働者階級』1972年7月刊

(13)同

(14)同

(15)同

らの取り調べが一段落したため、京城に護送され14日以降、彼等に関する記事の掲載禁止が解除された。

前記二名は早くから故郷のソウルから上海に渡り、中国共産党朝鮮人部に入党して、端金のソビエト第一回全国代表大会の朝鮮人代表として出席した。その後討伐軍に追われたが、巧みに上海に潜伏したもの、上海の日本領事館警察署に探知され、今年7月10日に検挙されたと言う。(6号 9月16日)

ここに記されている2名、韓立権と李漢節についてはその活動歴は不明である。記事で書かれている「端金のソビエト第一回全国大会の朝鮮人代表」と言うことは、中国共産党がソ連擁護、全ての帝国主義の打倒、国民党打倒を呼びかけ、1931年中国江西省端金で開催し、中華ソビエト共和国の成立を宣言して臨時中央政府首席に毛沢東を選出した大会のことであろう。その大会の朝鮮人代表の一人とすれば、かなりの活動歴があったと考えられる。

世人の関心を呼ぶ間島5・3事件の首領 関東地方法院に回附

満州事変以降吉林省を中心にしてさまざまな活動していた共産運動の首領(注 この場合の「首領」と言うのは悪い意味ではなく、リーダーとか統率者という意味で使われており、朝鮮民主主義人民共和国の故金日成首席は北朝鮮内では「偉大な首領金日成」と呼称されていた)朴引端(38)達8名はその後、吉林総領事館警察の手により逮捕され、新聞記事掲載禁止下で厳重な取り調べを受けていたが、この度、関東地方法院(注 現在の吉林省延辺地方の呼称)の公判に付することになったのである8日、午後一時にその関連記事の掲載禁止が解除された。その犯罪の内容は大略次のようなものである。

明治43年8月に日韓合併がなされた時、これら朝鮮人たちはそれに不満を抱き満州と、シベリア、沿海州などでさまざまな秘密結社を結成して活動していたが、その後ロシア革命が起こるや、朝鮮共産党に荷担して運動を続けていたが、昭和6年1月頃、中国官憲により逮捕されたが、たまたま9月に満州事変が勃発したため、彼らは他に逮捕された者達と一緒に釈放された。その後、彼等は再び盤石県を中心に党员を集め活動を開始した。その時、日本は各地に領事館警察署を開設していくだけでなく、朝鮮総督府の応援を得て朝鮮民会を県内各地に結成し親日活動を展開していた。

朝鮮人共産党员とその支持者、農民協会はそれらに対する対策を協議した結果、共産党、農民協会の命令、指示を聞き入れない朝鮮人は日本の走狗であるとして、昭和7年5月30日、(間島5・30事件)に多数の共産党员たちと農民協会員が一斉に蜂起して「民会に反対しよう」「国民党に反対しよう」「日本帝国主義を打倒しよう」などのスローガンを掲げ、赤旗を振りかざして大挙して盤石県朝鮮民会副会長金漢鐘を初めとして民会加入の男女53名を殺害した。事件は徐々に全満州に広がる様相を帯びたので、当局は厳しい弾圧を加えたため四散した。

その後、昭和8年2月3日に吉林省で首領8名が警察に逮捕され、更にその年の5月に他の3名も逮捕された。逮捕された人々は次のようである。

朴引端(38) 金道監(28) 金栄大(30)
等9名

間島5・30事件とは1931年5月30日に現在の中国吉林省延辺地区の朝鮮人たちが中国共産党の指導下で起こした反日蜂起である。領事館、警察署、鉄道の駅などが襲撃され破壊された。

当局の発表によれば「全壊家屋19、電話線切断10余、橋の破壊4、発電所破壊1、小学校破壊5、朝鮮人民会所多数合計被害総額1万7千5百余円」⁽¹⁶⁾ と言うものである。

その蜂起には間島の中心的な町、竜井だけでも参加者は500人を超えたと報道されている。⁽¹⁷⁾

この蜂起は在満朝鮮人農民たちに対する極めて過酷な収奪と抑圧に、日頃から不満と怒りを抱いていた農民と、在満朝鮮人共産主義者たちの置かれていた極めて不安定で微妙な立場が結合して起きた一斉蜂起であった。1928年8月コミニンテルン第6回大会は所謂「一国一党的原則」を決定した。この「原則」とは「一つの国内には、ただ一つの共産党のみが認められ、その国に在住する外国人共産主義者の党员は、在住国の共産党入党し、その国の革命に参加しなければならない」という「原則」である。当然満州で朝鮮の解放のために戦ってきた朝鮮人共産主義者も、中国共産党入党しなければならないことになる。中国共産党への入党はその目的が朝鮮革命、朝鮮の解放ということではなく、中国革命を目指すものであるため、満州で長らく朝鮮解放、朝鮮革命のため命をかけて闘ってきた朝鮮人共産主義者には簡単に受け入れ難い指示であった。そんな在満朝鮮人共産主義者に中国共産党は、1930年7月1日に「朝鮮人共産主義者に告ぐる書」を発し、在中朝鮮人共産主義者が朝鮮の独立運を第一義的な目的にして運動するのは「絶対的誤謬」とまで言い切り、中国共産党の綱領、規約に従うことを要求して、従うもののみを受け入れるという厳しい方針を示した。

多くの朝鮮人共産主義者は心中の不満を抑え

(16)明石書店 原書『朝鮮族簡史』訳書『抗日朝鮮義勇軍の真相』高木桂憲訳 1990年7月刊

(17)大阪朝日新聞 1936年1月16日朝刊

ながらも、中国共産党入党して行った。時あたかも中国共産党の実権は宣伝部長の李立三が握り、彼は革命の時期が近いと誤判して、都市暴動を主体とする武装蜂起と紅軍の都市進撃を指示した。コミニンテルンは、これを「左翼盲動主義」と後程批判している。この李立三の指示に従い、中国共産党満州省委は朝鮮人農民武装蜂起計画をたて、実施した。多くの朝鮮人共産主義者が入党したばかりの、中国共産党に忠誠の証をたてるために絶望的な蜂起に参加した。

指導の誤りが明らかになり、蜂起中止の指示が下部に浸透するまでかなりの時間がかかった。中国共産党中央では1930年9月に誤った路線の修正を計ったが、下部までその指導が徹底せず、満州省委は12月になってようやく中央の指示を実施した。⁽¹⁸⁾

この間犠牲者は、逮捕者2000人、投獄された者391人、死刑を宣告されたもの32人⁽¹⁹⁾に上りその犠牲者の殆どは朝鮮人であった。

記事はこの「蜂起」の参加者、指導者に対する裁判関係の報道である。この裁判記事の報道の3ヵ月後にその続報が掲載されている。

世人が驚愕した間島共産党覆審公判 求刑3ヶ月決後の去る24日（2月24日） 18名に再死刑言い渡し

世人の意目を集め天地も驚愕した間島共産党の一審判決は、被告李東鮮他26名に関して、覆審求刑が昨年10月30日にあった後、満三ヵ月が過ぎた去る24日午前10時に京城覆審法院刑事部法廷で公判が開廷された。被告たちの検挙からすでに6年が過ぎ、一審判決で大量の死刑判決を出したこの事件が、覆審判決ではどのような

(18)明石書店『抗日朝鮮義勇軍の真相』高木桂憲訳 1990年7月刊

(19)内務省警保局「外事警察報」第110号

判決になるのか世間では大きな注目を浴びていたが、3ヶ月ぶりにこの言い渡しを見ることになった。大法廷では溢れ出んばかりの悔しさと怒りを抑え切れない被告の他は、私服に身を包んだ警察官が厳重に警戒する緊迫した雰囲気の中で進行した。被告たちは一人一人が分離して引き出され、言い渡しがあった。

許元彦、金今南の両被告は一審では死刑であったが、覆審では無期懲役になったので上告を放棄したが、他の被告は全員上告した。このような大量の死刑囚を出したこの事件は最終的にはどのような判決になるのであろうか？社会はたいへん注目している。(18号3月1日)

時局の動きとともに伸長する反満、抗日熱 各地で檄文散布、党員侵入

全世界の注目を浴びている軍縮会議と逆行して、ファッショ反動勢力駆逐の気運を黙殺している勢力によって、新たなる衝突と危機が極東に齎されている。極東の危険な勢力は満州人の恐怖を生みだし、満天下の注目を浴びている今日、某所からの知らせによれば、上海に本部を置く〇〇革命党（〇〇は伏せ字「朝鮮」であろうと推測される）⁽²⁰⁾は最近党員たちを満州各地に派遣して、各地に支部を結成し、多数の檄文とパンフレットを朝鮮部落、各朝鮮機関に散布しながら反満抗日の工作を続けているという。

この情報に接した撫順警察署では、奉天警察署と緊密な連携をとり捜査を開始した。警察では市内某所に散布されていたビラ、パンフレットを押収するとともに、その出所を調査している。また市内に党員が潜伏中ではないかと不眠不休の活動を継続中である。

(20)朝鮮革命党は1929年に中国吉林省で結成された政党。
満州事変後日本の官憲の追及を逃れ本拠を上海、南京

『民衆時報』には満州での「反満、抗日」の動きを報ずる記事が時々掲載されているが、抗日連軍関係の記事、特に金日成部隊の抗日戦闘に関する記事が見当たらない。情報が伝わらなかったためなのか、他に理由があつての事なのかは判明しない。

3)国際連帯、反ファッショ統一戦線について の強い関心

1935年8月、モスクワで開催されたコミニテルン第7回大会でゲ・デミトロフは「ファシズムの攻勢と、ファシズムに反対し労働者の統一をめざす闘争における共産主義インタナショナルの任務」と言う報告を行い、全世界に労働者階級を中心とした「反ファッショ統一戦線」の結成を呼びかけた。『民衆時報』は逸早くこの関連記事を掲載している。そして、これと関連している世界の「人民戦線」「統一戦線」関連の報道に努めた。

国際的な抗議を巻き起こしたコミニテルン 大会の内容判明

反ファッショ統一戦線には第二インターと提携。世界赤色には広範な左翼勢力を糾合即報したようにしたように、コミニテルン第7回大会の内容が各国に報道された後、全世界の耳目はこの国際共産運動の報告と討論と決議に集中している。ソ連の第2次5カ年計画の遂行ならびに国内の整備と国際党の積極的な決議は不可避的に歩調が一致した。この報道に接した資本主義諸国は、自国内部の矛盾と激化と国際的対立の増加に悩まされているだけにその驚きは大きい。米国を初めとして英、仏、伊、日本等主要国は全て抗議文又は、警告文を発した。

などに移している。1936年当時本拠地は南京にあった。

世界は英米を中心にして反ソプロックを形成し、急速に事態が進展するかも知れないのが現状である。

大会報告の内容 支那の赤色援助

ソ連共産党機関紙、プラウダは去る8月29日紙上で第7回世界大会の三大主要報告として

1 ブルガリア共産党デミトロフ氏の「ファシズムの進出に対し労働者階級の統一戦線におけるコミニテルンの任務に関する報告

2 イタリア共産党員エルコリ氏の「帝国主義の新世界戦争準備」に関する報告⁽²¹⁾

3 ソ連共産党員マヌイリスキー氏の「ソビエトに於ける社会主義とその世界的意義」に関する報告⁽²²⁾

を掲載し、全面的に報告したが、上記の報告で最も重要な問題を提起したのはデミトロフ氏の報告である。その大要は次のようなものである。

最近ファシズムの台頭によりそれに反対する、労働者階級の戦線統一は、最も緊急を要するようになった。それ故にこの時期、労働者は従来の経緯がどうであれ、そこから離れ社会主義党、その他如何なる団体に属していようと、すべて共同戦線を組み、勢いを増しつつあるファシズムに反対しなければならない。場合によつては党員であっても反ファシショ的連立政権に参加してもかまわない。また職業組合的運動を統一して、ファッショ団体に加盟させ、それを内部から崩壊させることを画策することも考え、また婦人団体の結合を計り、植民地—特に支那—における反帝国主義戦線を拡大普及させなければならない。

そして戦線統一の方法としては党内の分派を

(21)正確な題目は「帝国主義による新世界戦争の準備に関するコミニテルンの任務について」なお、エルコリとはp.トリアッチの仮名である。

打破し、社会主義党とブルジョアの提携を解消させ、労働者をしてプロレタリア独裁の必要性を認識させると同時に、戦争に直面したらブルジョアを絶対に支持しないようにすることを厳守させなければならない。

コミニテルンならびにその支部は、買弁資本の進出及帝国主義戦争の脅威に対する行動を統一するため、第2インタナショナル並びにその諸党派に対して直ちに交渉を開始する用意があると宣言する。

と論じており、ファシズムの脅威から労働者を解放して、戦争を回避するためには、今日まで敵のように嫌っていた第2インターとも握手しようというコミニテルンとしては実に画期的な転換を表示したもので、今後世界的にも大問題になる提案である。

日本帝国主義を極力警戒

また日本との関係でマヌイリスキー氏の所論では

コミニテルンは何よりも世界人類の平和を希求し、万一、平和を破壊しようという者がいるならば彼等と戦うことになろう。特に日本、ドイツ、ポーランドにあっては反ファシショ的運動を極力擁護しなければならない。

また支那においては、共産党は今、日本と支那国民党との帝国主義に反対して決起しており、これを全面的に支援する努力をしなければならない。

と論じている。

国際青年日に新標語発表

全世界注視の第7回コミニテルン大会が終わるや、共産党青年連盟では第21回国際青年日を9月21日に、ソ連の首都モスクワで盛大に挙行

(22)正確な題名は「ソ連邦における社会主義の勝利とその世界史的意義」

し、コミニテルン大会の決議の実行を目指して一大デモストレイションを全国的に行ったという。さる8月29日付けで新スローガン5箇条を発表したが、その主要なものは次のようなものである。

1 ファシズム国以外の各国青年少年たちの団結

2 ファシズムの戦争反対

3 平和ならびに社会主义の擁護

4 スターリン崇拜

5 コミニテルン中心の団結

6 支那青年及ソビエト支那への連帯

などである。(6号 1935年9月15日)

「即報したように」と書かれているので、第5号でも報じたのであろうが、第5号は欠号になっていて、その内容は判明していない。第5号は9月1日に発行されているので、かなり早い時期の報道になる。日本の新聞には『大阪朝日新聞』が、8月27日夕刊で取り上げているが「コミニテルンの赤化工作即時中止」を要求米政府サ連へ重大抗議 承認取消を示唆」と言う4段貫の記事の中で「問題のコミニテルン第7回大会」と言う解説記事を掲載している。そこでは「大会の主要議題は7年間における国際情勢の進展を検討し、第2の世界戦争とファシズムの脅威にたいして、各国プロレタリアートの闘争題目を決定することにあった。」という程度の記事で「反ファシズム統一戦線」などの重要な内容には触れていない。『大阪朝日新聞』は9月5日にも関連の記事を掲載している。そこでは「わが強硬抗議にサ連政府逆襲する」と言う見出いで、日本政府が9月2日にコミニテルン第7回大会で、大会討論者が公然と日本を非難したことに関して「深甚なる反省と注意を喚起した」しかしソ連政府はこの抗議を「日

本政府の警告をきわめて意外とするところ」と一蹴した。と言う内容で第7回大会の主要なテーマを外して報道している。日本的一般の新聞の報道姿勢に比較して『民衆時報』の報道は大会の主要なテーマを極めて正確に伝えている異色の報道になっている。

『民衆時報』はこの大会以降、世界の「人民戦線」関連の記事を多く報道している。「スペインの左翼統一戦線政府の樹立」「南米パラガイの急進派軍部による革命の成功」などの短い記事を掲載し続けている。特にヨーロッパの人民戦線、統一戦線関連の記事には力をいれている。

フランス人民戦線の躍進

特に総選挙において、国民戦線を圧倒

「階級闘争が最後まで継続される国はフランスであろう」とエンゲレスが言ったように最近のフランスの政治情勢はこのことを雄弁に物語っている。

さる総選挙では右翼連合派国民戦線を349対96で圧勝してしまった。このような人民戦線の目覚ましい躍進とはフランス資本家の今後の動向とともに、目下奮闘中のスペイン人民戦線、中国人民戦線とともに世界三大人民戦線として世界中の注目を浴びている。(23号 6月21日)

この記事に続き「最近のフランス情勢はどうなっているのか」と当時のフランスの政治情勢の解説をなし、左翼勢力の拡張はフランス国民がファシズムに対する危機感から生まれているとの解説を行っている。

最終号になった27号でも「人民戦線問題」を英国の情勢と関連させて報道している。

英国で高揚する人民戦線の喚声

英國労働組合の決議

スペイン内乱を契機にして国際情勢はたいへん複雑になり、世界的に躍進する人民戦線と無軌道的に創立される右翼的ファッショ勢力との一代衝突の危機を内包しつつ急激に進展している。

民衆的平和を確立して、ファシズム的反動を排撃しようと懸命な各国の人民戦線運動は、今や非常事態に入っている。最近英国各地の労働団体14代表200余名がさる7日プリマスに集まり、総合大会を開催し、スペイン内乱に対して討議がなされたが、英国での左翼勢力の大同団結を熱烈に要求し、ファッショ排撃勢力の強化によって、英國人民戦線を結成して、各国の同士たちと提携して共同戦線を確立することを決定した。

この記事とともに、英國の労働総合名会長のファシズムの危機を強調し、それを克服するため統一戦線の必要性を訴える談話を掲載している。

これらの記事を通じて『民衆時報』編集同人たちの、日本の「人民戦線」へ賭ける悲痛な思いのような意図を感じる。日々に新聞編集部にかけられる抑圧、度重なる編集同人たちへの呼び出し、廃刊の危機をひしひしと感じながら、ただ一つの希望して日本の人民戦線の結成、拡大に期待していたのであろう。

しかし当時日本共産党は、党中央が壊滅し、残った党員たちも党内抗争を繰り広げていて、その影響力は極度に低下していた。『民衆時報』の記事で取り上げていた、関西での共産党関係者の取締と関連して、党再建運動の中心になっ

ていた、吉見光凡などが関西地方を中心に人民戦線戦術の下、約1万人の労働者インテリたちを結集したが、弾圧を受け壊滅した。⁽²³⁾『民衆時報』の同人たちと彼等の関係については判明しないが、朝鮮人労働組合活動家が日本での「人民戦線」結成のために活動していたことは事実であり、治安当局は次のように報告している。

「日消連加盟の大慶消費組合東部出張所金端玉、超昌境等は、残存分子を糾合し和田四三四、奥村秀松等の党中央再建準備委員会と連絡し、人民戦線樹立活動に参加・・・」⁽²⁴⁾これら大阪消費組合の活動家たちが民衆時報社の同人たちと「同志的」関係にあったことは知られている。『民衆時報』は消費組合の活動記事をしばしば報道している。

4) 抑圧されている民族への連帯

『民衆時報』の記事の中で抑圧されている民族ユダヤやアイヌであるがーへの同情、連帯を表わす記事が散見できる。これらの記事は在日朝鮮人として日常的に差別を受け抑圧されている状況の反映でもあろう。

蛮暴なナチス

ユダヤ人差別条例

ドイツ国会で可決

ドイツのナチス総統ヒットラーは、ニュウベルン大文化協会会館で開催されたドイツ議会で、内政に関するドイツ議会の方針を内外に示すとともに、ソビエト連邦政府の代弁をする者、共産主義を宣伝する者には断固たる弾圧を加える処置を発表した。そればかりか外国人のドイツ国旗冒辱に関しては、国際司法裁判所に提訴

(23)講談社『日本共産党の研究』立花隆 1978年9月刊

(24)内務省警保局「社会運動の状況」 昭和11年

するなどの決定をなし、さらにユダヤ人に対する差別条例を次のように定め可決した。

1 ユダヤ人との結婚を禁じる。これに違反したものには禁固に処す

2 ユダヤ人はドイツ国旗を掲揚することができない

3 ドイツ人でユダヤ人家庭に雇用されるものは45歳以上とする（6号 9月15日）

定住地を探してさまようユダヤ人

支援の聖手は誰が

英・米 財界の巨頭の斡旋

ユダヤ人は定住地の国土を奪われて以来二千年前後、言葉では言い表せない苦しみと数々の屈辱を受けながら、世界の各地にちりじりとなり流浪の生活を続けてきたが、今まで横暴なドイツナチスより迫害を受け、苦境に追い込まれているのは、世界の人々の知るところである。この民族の苛酷な苦しみは同じ様な境遇にある人でなければ理解できない。彼等に救いの手を。
(14号 1月11日)

ナチスに迫害されているユダヤ人に対して、当時の日本で、これだけ同情とその苦しみに理解を示し、何らかの記事にした新聞、雑誌があつただろうか？私の浅学のせいであるかもしれないが、今までそのような記事を目にした記憶がない。

これらの文章は記事にも書かれているように「この民族の苛酷な苦しみは同じ境遇にある人でなければ理解できない」と言う日本の植民地支配に苦しむ朝鮮人の境遇を重ね合わせて考えた時、書き手の心情を初めて理解できる記事であろう。

虐げられた民族に対する連帯、同情を少ない紙面を使い再三掲載しているが、在日の新聞と

しては珍しく、アイヌ民族関係の記事をも同じ視点から掲載している。

アイヌ保護改正案提出

生活権確立と保護政策

どの民族、どの階級を問わず、支配階級が非支配階級に施す政策は、まず武力でその民族の政治的、経済的基盤を破壊し、すべての生活活動を抹殺し、その民族の成長の発展を阻止するのが過去の歴史に共通した事実である。しかし、その民族の文化的、政治的発展が進むに連れて、仕方なく武力圧力を緩め、最もらしい似而非的文化主義政治に変更して取り繕うが、非支配民族が生物学的自然淘汰の危機に直面する時は、形式的な保護政策を取るところに支配階級の狡猾さを見ることができる。

それで、現在、北海道の先住民族として、たゞ滅亡の道を歩んでいるアイヌ族は現在一万六千人の人口を残すだけとなり、しばれしていく花同様に過去を追憶し、暗く惨めな生活を送っている。このアイヌ族の保護について議会でも何度か問題になり、内務省社会局では長年研究してきたというが、今回北海道庁と協議の結果、北海道土人保護法の改正案を次回の議会に提出することを決定したという。

その要旨は次のようなものである。

現在の土人保護法は明治31年に制定されたもので、アイヌの生活権益をまったく無視しているものである。土地の所有に関しては、相続以外に譲渡又は質件、抵当権、永作件の容認を認めず、職業選択の自由を剥奪して、原始的な農業にだけ限定したのは時代に適合しないばかりか、アイヌの生活を束縛し、ますます困窮に追い込み、年々生活力が失われ人口が減少している。これに対応し、土地所有、職業選択の自由を認めるとともに、住宅、生活補助、その他法

律改正と併せて救護資金の交付、低利子資金の融資を行いアイヌの保護と生活向上を援助し、生活権を確立しようという。

改正主要点は次のようなものである。

1 土地所有権の制限を緩和してその行使の自由を認める

1 土人の職業は農業に限られていたが、職業選択の自由を認め、必要な用具は道庁から無料で与える

1 救援法の適応を認める

1 土人の生活内容を向上させると同時に、経済指導を目的にした保護委員会制度を設置する
と言うものである。(10号 11月15日)

3. 最終章 発禁、廃刊を招いた記事—紙面に漂う絶望感

『民族時報』は当局の出版許可を得て発行されている合法的な在日朝鮮人の新聞であるが、編集同人たちが「要視察人」「要注意人物」であったため、常に厳しい当局の監視下にあった。記事のなかには当局の逆鱗に触れ、新聞の発売禁止処分を受ける事もあった。内務省警保局「社会運動の状況—昭和11年」に「朝鮮人関係刊行物発売禁止処分」の一覧表が掲載されている。そこには「大阪、民衆時報、18号、3月11日発行、2月16日禁止。25号8月1日発行、8月4日禁止」とある。『民衆時報』はこの報告では2回の発禁処分受けているとあるが、この公式発表以外にも何号かが発禁になっていたようだ。私の手元には第25号はないが第18号がある。18号は発行から発売禁止までの期間が5日間だったので、あるいは康さんの所にすでに配布されていたのかも知れない。25号は手元にないので何が当局の逆鱗に触れたのかは判断できないが、残された18号から、どのような記事が

発禁処分の口実になり、何が問題なのか推測して見た。

18号の紙面の見出しをざっと見ても「危険」と判断されるような内容を含んでいる記事があるとは思われなかった。社説は「技術を覚えよう」と言う科学技術の大切さと、その向上を訴えたもので、国際欄にも問題になる記事はない。在日関係の社会欄では「阪神朝鮮人中学生親睦会」「檜花幼稚園の経営難」「阪神消費組合の総会と決議」などで、その総会決議で「朝鮮人消費組合」という事で産業組合の許可を与えない県当局の差別政策反対」「通航の自由をあたえよ」などが問題になったのかとも考えたが、このような記事は『民衆時報』が以前から主張していたことで、特に発禁処分を受ける様なものではないようである。当時朝鮮人対策で「一視同仁」をスローガンとしている日本政府が民族差別反対を言いたてたとしても、それを反政府行為として取り締まることは出来なかつたであろうし、「決議」の掲載が発禁処分の口実になったとは思われない。

二面の政治経済問題の紙面で、2・26事件を大きく報道いるが「在京将校団突然決起」「反乱軍部隊全部帰順、事件は無事鎮圧」の報道であるが、それも当時の日本の一般紙とさほどの相違ではなく、問題になる記事とは思えない。

あとは4面の家庭、文芸、投稿欄であるが、そこには朝鮮人が直面している住宅難との関連で「借家術」という、家を借りるためのノウハウが書かれているだけで問題にならない。長い記事としては投書欄があり、そこに「鐘警の朝鮮は泣いている。眞の働き手を探して。今春、学窓をたつ朝鮮人学生に対する要望」という卒業していく学友に贈る、ある学生の投稿が掲載されている。見出しだけなら学友の卒業に際して、はなむけの贈る言葉の投稿に見えた。しか

し読み進むと、究めて意味深長な内容であることに気づいた。ただ文章が直載でないだけに、その意味を正確に汲み取るのが難しい内容である。その投稿は次のような文章である。

私は長年に渡り、共に学び遊んだ諸兄を社会に送るにあたり、日頃心の中で反復してきた所感の一片を述べさせていただきます。単純な学生生活から波乱の多い実社会の仕事に出ていく諸兄の将来に、多大の期待を持つと共に、祝福の気持ちを持ってお送りします。

私たちは英、米国の学生でもなければ、日本の学生でもありません。死ぬほどの苦しみと、屈辱の洗礼を受けながら、それでも挫けず逞しく育って来た朝鮮の学生です。二重三重の鉄鎖で縛られ、踏みにじられながらも、将来の朝鮮の光輝く新しい未来を探求してきました。私たちにとって、完全な建設を約束する未来の役割を担える程、偉大で光輝く使命があるでしょうか？この使命は、つとにわれわれ朝鮮の学生だけが持つことのできる名誉であり、喜びであると信じています。

社会を離れた個人は存在しないし、個人を無視した社会は成立しないように、われわれ学生の生活と言えども、朝鮮人社会の一般的な生活環境から脱して存在することはできません。また、孤立して存在することもできないと信じています。

私たちは学生生活を通じて、朝鮮社会の現状に多くの慈憐を覚え苦痛を抱き、今日まで過ごしてきました。無知蒙昧な民衆の分散と無統制、共通する良心の欠如。過去への懺悔と安っぽい享楽のなかに自己への慰安を求める知識人層の無氣力。些細な感情的反感からお互に反目し自己自殺を果てしなく続ける所謂進歩的先達。

これらは如何に寒心に耐えず、痛嘆せずにい

られましょうか。

将来、朝鮮の新しい働き手となり、社会発展と歴史的な使命を扶助している諸兄たちの前途には、必ず成し遂げなければならない仕事が山積しています。それと同時に朝鮮社会では本当の働き手を求め警鐘を鳴らしています。今すぐでも諸兄を待っています。

しかし、われわれはしばしば聞かされます。「この地には仕事がありません」私はこの言葉を聞く度に、悲しみの感情を抑えることが出来ません。そして諸兄たちの口からこの様な言葉が出ないように願わざにはおれません。

この様なことは、私が言わなくとも諸兄は科学的批判力と判断力で、朝鮮社会の現実を正当に把握していると信じています。しかしながら、新しい働き手となって、この大地のために働くのならば、口先だけで仕事をするぞ！と叫ぶだけが働き手ではなく、波乱に満ちた前途に臨み、口を引き締め、重い荷を背負い、仕事を作りながら働く人こそ、眞の働き手であり、未来の建設を約束するような働き手になると考えます。

私がこの様なことを申し上げるのは、単純に興奮した感情から申し上げているのではなく、また単なる社交辞令として申し上げているのでもありません。私としては学生は社会生活に参与できる実践的現実を通してのみ、社会に寄与できると日頃感じていることの告白であり、学窓を去られる諸兄を送るに当たっての叫び声として申し上げているのです。

学窓を去られる諸兄たち！

西洋のある学者は現代までの人類社会の歴史は、階級対階級の闘争であると唱破し、社会発展の流動、変革を理解しようとし、またある学者は、すべての事物は、対立物に対する闘争と矛盾に対する闘争を通じて発生し、発展してきたという説をなし、闘争の哲学を説明してきま

した。諸兄たち。闘争を離れて私たちの眞の生活があるはずがありません。また我々が成すべき仕事もない事でしょう。

諸兄の皆さん、仕事をする場所がないと自嘆する前に、まず仕事を探す戦いを準備しましょう。この準備なくして、一生待っても仕事が諸兄を訪ねて来ることはないでしょう。訪ねてくるのは、無為徒食と安っぽい享楽、そして諸兄をして敗北を嘆くようにするものだけです。

現在朝鮮社会はこの様な眞の働き手を探し、警鐘を鳴らしています。いやそればかりか、一般社会人たちは、諸兄がこの様な働き手になることを信じ、遣ってくることを期待しているのです。諸兄の故郷は各々違い、また現在まで学んできた学問分野が違っていたとしても、朝鮮人ということでは皆同じであり、朝鮮人学生という点において共通である信じています。いやそれよりも、新しい未来の建設する進歩的階級であるという点で、いたるところで降る雨が同じ海に注ぐように、学生各自の意思、感情、思想が皆同じ共通的良心に統一されなければならないと信じています。

今、私たちの住んでいる世界は戦雲が低迷する混乱の中にあって、今後どうなるのかもわからないまま揺れ動いています。そんな状況にもかかわらず、私たちと最も縁がある知識層の態度は歯がゆいというよりも可憐な状態にあり、憎悪を覚えるほど失望感しかなく、自己主張を完全に無くしています。世界の不安動搖を蹴飛ばし、新しいものを探し出す能動性はなにもなく、むしろ、それから逃避する道ばかりを探しています。

諸兄たち

今年世界的に提起されている文化擁護、これたそ知識階級の避けられない任務であり、今世界的に訴えられているのは反動ファシズム反

対の旗印であります。このことを諸兄の脳裏に深く刻み込んでください。

今、私はこの様な社会的使命を携え、実社会へと旅立とうとされている諸兄の前途に、固い意思に基づく絶え間ない発展があることを期待して止みません。同時代に共に学んだ私たちは、日頃指導を受けた諸先輩を送出す寂しさを抑えることは出来ませんが、朝鮮人学生であることを片時も忘れず、社会生活の準備に全力を上げる努力をなされるように切願いたします。

ただ諸兄が眞の働き手となるであろうことを信じ、未来の素晴らしい成果を期待してお祝いの言葉とし、粗末なこの文章を結びたいと思います。

注意深く読めばこの文章の意味するもの、その主張は明らかである。学校を卒業するにあたり、当時の就職難にかこ付けて「眞の働き手になれ」と説く。言うまでもなく朝鮮独立の担い手として働き手になれという意味であり、そこにしか未来の展望は開けないと力説している。さらに当時世界的な運動になっていた、反ファッショ人民戦線運動に参加することも訴えている。直接的に「朝鮮の独立」とか「反ファッショ人民戦線」とかの言葉は一句も書かれていらないが、その意味するところは明らかである。この投稿は当時絶対的な禁句であった「朝鮮の独立」「反ファッショ人民戦線」への参加を訴えた「投書」なのである。これは「投書」の形式を取っているが編集部の誰かが書いたものであろう。そうでなければ、発禁処置の危険性を犯してまで掲載するとは思えない。

この様な苦心をして何とか自分たちの主張を表現しようとしたのであろう。

しかし治安当局の目はごまかせず発禁処分を受けている。この発禁処分が編集同人の厳しい

取り調べを伴っていたことは容易に想像できる。3月1日の18号の発禁処分後、19号が発行されるのは1ヵ月後の4月1日である。警察の禁止処分として一ヵ月の発行停止処分であったのか、編集同人たちが警察に拘束されていたため新聞が発行できなかったのか理由は判明していないが一ヵ月の空白がある。

その後、予定どおり月三回発行されているが、発禁処分後に出された19号でも新聞の論調は少しも変わっていない。19号の社説では日本政府の朝鮮人に対する渡航阻止政策を厳しく批判し、「われわれの提唱」では「在日朝鮮人は人間である。人は人間らしく生きよう」と主張し、国際欄ではイタリアのムッソリニのファシズム政策に批判を浴びせている。

発禁処分後であるにも関わらず節を屈せず、頑として、しかしひりぎりのところで表現して、自らの主張を押し通そうとする強い意思を紙面から感ずる。そこには逮捕投獄を覚悟した壮絶さすら感じ取れる。しかし、その壮絶感の故であろうか紙面は次第に追い詰められた者の絶望感が漂うになっている。

最終刊である27号には投稿欄に「求友」と題する投稿がある。そこでは

最近私は孤城落日の感を禁じ得ない。その日暮しの人々の涙ぐましい生活不安を聞くにつけ、友（注 此所では「友」にトンムという文字が使われている。これは友達の意味でもあるが左

翼系の人が使う時には同志という意味合いが強い）を失い、トンムを求めて骨身にしみる孤独に心を焦がしている。

全てを失い、又全てのものが成長する力を絶滅させる砂漠と同じ様な、この土地でトンムを探し、力強い未来を探し、心を焦がす心情は痛切である。今私と同じ境遇にあって終日恐ろしい憂いの中に自分を拘束している同病者を考える時、話のできない憂鬱と無力感に囚われる。

ある時には同病者の愚弄の声を聞き、ある時には絶望の声を上げ、島流しになった人のような生活である。友を求めれば求めるほど益々離れていく。私の日常の糧となり力となっていた読書も散歩も日がたつに連れ失われていく。

投稿者は「失春」とある。誰なのか判明していないが編集同人の一人なのであろう。また、金文準の親しい人であろうと想像できる。

この「投書」からは書き手の絶望感と挫折感がひしひしと伝わって来る。この紙面が最終号であることを予測しているような文章である。この新聞発行直後、すべての編集同人は検挙された。

あの暗黒の時代、天皇制ファシズムの怒濤のような嵐の中で、在日朝鮮人としてかがり火を掲げ、在日の権利を主張し、朝鮮の独立解放を願い、国際連帯に身を焦がし、未来を信じ、懸命に抗ってきた在日の先覚者達のかがり火が、その日、また一つ漆黒の闇の中に消えていった。

